御杖村公共施設消防設備点検委託業務仕様書

１ 委託名称 　御杖村公共施設消防設備点検委託業務

２ 委託場所　 御杖村役場、山村開発センター、御杖村保健福祉医療総合センター、

御杖小中学校、御杖保育所、神末中央集落センター、

神末中央集落センター別館（旧保育所）、菅野公民館・体育館、

土屋原公民館・体育館、桃俣多目的研修センター

神末レクレーション体育館、際土良集会所

３ 委託期間 契約日から令和１０年３月３１日まで（３年）

４ 委託内容

1. 消防設備等についての点検及び報告

1) 「消防設備点検」の基準、期間及び結果報告は消防法に基づき実施する。

また、点検日より数日以内に『不具合の速報』を紙面またはデータにて報告する事

2) 点検

総合点検　１回／年

機器点検　１回／６ヶ月

※施設毎に、日程調整をおこなうこと。

3) 消防設備等の種類

①消火器具

②屋内消火栓

③自動火災報知設備

④非常警報器具及び設備

⑤誘導灯及び誘導標識

⑥防排煙制御設備

⑦非常電源（非常電源専用受電設備）

⑧配線

⑨その他、必要なもの

4) 点検に伴い使用する工具、測定器、消耗品は受注者の負担とする。 ただし保守点検作業に必要な電気、水等については発注者が無償で提供する。

5) 工事を伴わない小修理については、本委託範囲内とする。

1. 点検、緊急対応時の不良箇所の特定

1) 不良箇所については、原因の調査をし、点検不良箇所報告書にまとめること。

2) 特に緊急性の高い不良を認めた場合は、直ちに監督員へ報告すること。

3） 当該設備の誤作動や制御不能等が発生した場合は速やかに対応すること。

５ 書類作成

（１）点検結果報告書

施設ごとに整理し、２部提出すること。（施設管理者用、消防署用）

（２）点検不良箇所報告書

施設ごとに整理し、紙面またはデータで提出すること。※不良部品、不良理由等を明確に記すこと。

６ その他

（１） 当該点検にかかる設備概要、状態等を十分把握し、危険な場所には必要な安全措置を講じ、 施設関係者及び業務従事者等の事故防止に努めると共に、第三者及び施設に危害損傷を与えないよう十分注意すること。

（２） 改修工事等により点検対象設備の増減が生じる場合があります。

（３） 本業務の実施に際し、環境保全に配慮すること。

（４） 本仕様書に疑義を生じたときは、本村監督職員と協議し、その指示に従うものとする。